

奈良県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北郡
山土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十四年五月八日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事 南本 弘美

大和郡山市植槻町三―二